

静岡文化芸術大学大学院における社会人専門講座に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は静岡文化芸術大学大学院における社会人専門講座に関して、必要な事項を定める。なお、社会人専門講座のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第164条に基づく履修証明プログラムとして開講するものは、別に定める。

(社会人専門講座の編成)

第2条 社会人専門講座は、本大学院が、社会人を対象とした高度で専門性の高い知識、技術等の習得を目的として編成するものとする。

2 社会人専門講座は、本大学院が開設する講習、もしくは本大学院の研究科の授業科目、又はこれらの一部により編成するものとする。

3 研究科長は、社会人専門講座を編成又は変更しようとするときは、その名称、目的、内容等について、教育研究審議会の議を経て、学長の承認を受けなければならない。

(社会人専門講座に含まれる大学院授業科目の単位取得)

第3条 静岡文化芸術大学大学院社会人専門講座受講生規程第4条により、社会人専門講座の受講を許可された者が、社会人専門講座に含まれる大学院授業科目の単位取得を希望する場合は、当該授業科目を開設する研究科に大学院科目等履修生として入学しなければならない。

(修了証の交付)

第4条 学長は、社会人専門講座を修了した受講者に対し、修了証を交付する。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し、必要な事項は、教育研究審議会の意見を聴いて学長が定める。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、役員会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成27年12月21日から施行する。